

●告示事項を変更したとき

(自治260の2⑩～⑬、自治規19～21・届出書様式(第20条関係))

書 式	告示事項変更届出書
あ ら ま し	認可地縁団体は、告示事項(地方自治法260条の2第10項、同法施行規則19条1項の列挙事由)に変更があったとき、市区町村長に届け出なければならないことを定めた手続です。
提 出 先	認可地縁団体の区域を包括する市区町村長
提 出 時 期	告示事項に変更があったとき
添 付 書 類	① 告示事項に変更があった旨を証する書類

advice

- 1 市区町村長は、変更届出後、変更事項及びその内容につき、遅滞なく告示しなければなりません。
- 2 この届出を怠ると、変更事項について告示されず、第三者にその変更を対抗することができません。また、告示事項については、何人も、告示事項証明書交付請求を行うことができます。
- 3 添付書類の具体的内容は、総会議事録の写し(名称、目的、所在地等)、就任承諾書(代表者・代理人の氏名・住所)など、変更事項により異なります。
- 4 代表者の交代等、告示後改めて印鑑登録が必要となる場合があります。

●認可地縁団体を解散したとき

(自治260の2⑩⑪・260の20・260の21・260の23・260の24、自治規19～21・届出書様式(第20条関係))

書 式	認可地縁団体解散届出書
あ ら ま し	認可地縁団体を解散したとき、市区町村長に届け出なければならないことを定めた手続です。
提 出 先	認可地縁団体の区域を包括する市区町村長

提出時期	認可地縁団体が解散したとき
添付書類	① 解散したことを証する書類（総会議事録の写し等）

advice

- 1 解散事由は、認可の取消しのほか、地方自治法260条の20各号に定められています。なお、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることはできません。
- 2 市区町村長は、届出後遅滞なく、所定の事項（破産による場合を除きます。）につき告示しなければなりません。
- 3 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなされます。破産による場合を除き、原則として、代表者が清算人となります。

●認可地縁団体が清算を結了したとき

（自治260の33、自治規19～21・届出書様式（第20条関係））

書 式	認可地縁団体清算結了届出書
あらまし	認可地縁団体は、清算を結了したとき、その旨を、市区町村長に届け出なければならないことを定めた手続です。
提出先	認可地縁団体の区域を包括する市区町村長
提出時期	清算を結了したとき
添付書類	① 清算事務が結了したことを証する書類

advice

- 1 市区町村長は、届出後遅滞なく、所定の事項につき告示しなければなりません。

第5 民泊業

(家主居住型)

●営業の届出をするとき

(住宅宿泊3①、住宅宿泊規4・1号様式)

書 式	住宅宿泊事業届出書
あ ら ま し	住宅宿泊事業（民泊業）を営むとき、ホストになろうとする者は法令に定められた届出を行う必要があり、そのうち民泊物件に家主が居住する形態の届出に関する要件を定めた手続です。
提 出 先	<p>都道府県知事（保健所設置市は市長、特別区は区長）</p> <p style="text-align: center;">受付・受理</p>
提 出 時 期	住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日まで
添 付 書 類	<p>① 登記事項証明書（法人） ② 申請者の住民票（個人）</p> <p>③ 定款又は寄付行為（法人） ④ 誓約書</p> <p>⑤ 事業に供される住宅の図面 ⑥ 住宅の登記事項証明書</p> <p>⑦ 身分証明書</p> <p>⑧ 成年後見登記に登録されていないことの証明書</p> <p>⑨ 消防法令適合通知書</p> <p>⑩ 住宅宿泊事業法届出に関する同意書 ⑪ 使用承諾書</p> <p>⑫ 入居者募集の広告 ⑬ 居住していることの種類</p> <p>⑭ 専有部分の用途に関する規約の写し</p> <p>⑮ 管理組合で民泊を禁止する意思がないことの証明書</p> <p>⑯ 住宅宿泊管理受託契約書の写し</p>

advice

- インターネット経由での電子申請と、紙ベースでの申請があります。
- 消防法、建築基準法など住宅宿泊事業法以外の法令の適用も関係します。申請に当たっては、申請窓口のほか関係法令を所管している部署にも事前に相談を行っておく必要があります。